

「約款・規定集(法人のお客様用)」の新旧対照表

2020年3月

2020年4月1日を効力発生日として約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
最良執行方針	
<p>2.最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>① (省 略)</p> <p>②委託注文を執行する取引所市場</p> <p>a. 上場している取引所市場が1箇所(単独上場)である銘柄は、当該取引所市場へ取次ぎます。ただし、<u>日興イーजीトレードまたは自動応答のテレホン取引</u>を利用しての注文は、<u>福岡証券取引所、札幌証券取引所</u>への取次ぎはしません。</p> <p>b. (省 略)</p> <p>(一) (省 略)</p> <p>(二) (一)の場合であってもその銘柄が<u>整理銘柄</u>にある場合や、株式会社QUICKがデータを提供できない場合は、当社が別途定めた市場順位に従って選定されます。</p> <p>(三) (一)の場合であっても<u>福岡証券取引所または札幌証券取引所と、東京証券取引所または名古屋証券取引所に重複上場されている銘柄</u>の取次ぎは、<u>東京証券取引所または名古屋証券取引所に取次ぎます。</u></p> <p>(2) (省 略)</p>	<p>2.最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>① (省 略)</p> <p>②委託注文を執行する取引所市場</p> <p>a. 上場している取引所市場が1箇所(単独上場)である銘柄は、当該取引所市場へ取次ぎます。</p> <p>b. (省 略)</p> <p>(一) (省 略)</p> <p>(二) (一)の場合であってもその銘柄が<u>整理ポスト(整理銘柄という場合があります。)</u>にある場合や、株式会社QUICKがデータを提供できない場合は、当社が別途定めた市場順位に従って選定されます。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(2) (省 略)</p>
2020年4月1日改定	2018年4月1日改定
証券取引約款	
第2章 申込方法等	
<p>第3条の3(口座開設に伴う審査)</p> <p>お取引口座の開設に際し、当社所定の審査をさせていただきます。審査には相当の日数を要する場合があります。審査の結果によっては、口座開設をお断りすることがあります。なお、<u>当該審査に伴い</u>口座開設の遅延または口座開設ができないことにより生じたお客様の損害については、一切当社はその責を負わないものとします。</p>	<p>第3条の3(口座開設に伴う審査)</p> <p>お取引口座の開設に際し、当社所定の審査をさせていただきます。審査には相当の日数を要する場合があります。審査の結果によっては、口座開設をお断りすることがあります。なお、<u>口座開設の遅延または口座開設ができないことにより生じたお客様の損害については、一切当社はその責を負わないものとします。</u></p>
第12章 雑則	
<p>第102条(取扱いの停止または解約)</p> <p>(1)この約款における各契約および取扱いは、次の各号のいずれかに該当したときに解約することができるものとします。</p> <p>① (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>②～③ (省 略)</p> <p>④お客様(当該法人の役員等を含む。以下本条(1)⑤⑦において同じ。)が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他の反社会的勢力に該当すると相当の事由をもって当社が判断し、当社が解約を通知した場合。</p> <p>⑤～⑦ (省 略)</p> <p>(2)～(9) (省 略)</p>	<p>第102条(取扱いの停止または解約)</p> <p>(1)この約款における各契約および取扱いは、次の各号のいずれかに該当したときに解約することができるものとします。</p> <p>① (省 略)</p> <p>②この約款の変更にお客様が同意されない場合。</p> <p>③～④ (省 略)</p> <p>⑤お客様(当該法人の役員等を含む。以下本条(1)⑥⑧において同じ。)が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他の反社会的勢力に該当すると相当の事由をもって当社が判断し、当社が解約を通知した場合。</p> <p>⑥～⑧ (省 略)</p> <p>(2)～(9) (省 略)</p>
<p>第109条(この約款の変更)</p> <p>この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。</u>当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用または<u>その他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>第109条(この約款の変更)</p> <p>(1)この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>(2)当社は、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様にあらたな義務を課すことになる場合には、その改定事項をお客様に通知いたします。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。</p> <p>(3)上記(2)の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客様から異議の申し立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</p>
2020年4月1日改定	2019年7月16日改定

外国証券取引口座約款	
第4章 雑則	
<p>(契約の解除)</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当したときにこの契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4)申込者(当該法人の役員等を含む。以下本条(5)(6)において同じ。)が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他の反社会的勢力に該当すると相当の事由をもって当社が判断し、当社が解約を通知した場合。</p> <p>(5)～(6) (省 略)</p> <p>2～3 (省 略)</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当したときにこの契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3)第33条に定めるこの約款の変更に申込者が同意しない場合。</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>(5)申込者(当該法人の役員等を含む。以下本条(6)(7)において同じ。)が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他の反社会的勢力に該当すると相当の事由をもって当社が判断し、当社が解約を通知した場合。</p> <p>(6)～(7) (省 略)</p> <p>2～3 (省 略)</p>
<p>(約款の変更)</p> <p>第33条 この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第33条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 当社は、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様にあらたな義務を課すことになる場合には、その改定事項をお客様に通知いたします。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。</p> <p>3 前項の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客様から異議の申し立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</p>
2020年4月1日改定	2019年7月16日改定
外国為替取引約款	
<p>第1条(目的)</p> <p>この外国為替取引約款(以下「本約款」といいます。)は、お客様とSMB C日興証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間で行う外国為替取引(次条において規定し、以下「本取引」といいます。)の方法および権利義務関係を明確にする目的により定めたものです。本約款は、お客様と当社との間の外国為替取引に係る契約の内容となります。</p>	<p>第1条(目的)</p> <p>この外国為替取引約款(以下「本約款」といいます。)は、お客様とSMB C日興証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間で行う外国為替取引(次条において規定し、以下「本取引」といいます。)の方法および権利義務関係を明確にする目的により定めたものです。</p>
<p>第5条(債務不履行時の処理)</p> <p>お客様または当社において次の各号の事由が一つでも生じた場合には、全ての個別取引は、一切の通知、催告を要せず、当該事由の発生時点で自動的に解除されます。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4)手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(5)～(6) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>第5条(債務不履行時の処理)</p> <p>お客様または当社において次の各号の事由が一つでも生じた場合には、全ての個別取引は、一切の通知、催告を要せず、当該事由の発生時点で自動的に解除されます。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(5)～(6) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>
<p>第7条(遅延損害金)</p> <p>お客様または当社は、本取引に基づく相手方に対する支払が、本約款および個別取引に基づく履行期日または双方が合意した日に行われなかった場合には、当該当事者はかかる日の翌日(当日を含みます。)から支払に至るまで(当日を含みます。)の間、かかる金額に当該支払金額の通貨にかかる「市中金利(零を下回るときは、零)+1%」の割合(ただし、法令により上限の割合が定められているときは、その上限の割合とします。)による遅延損害金を加算した金額を支払わなければなりません。ただし、当該遅延が、決済機関等に起因する場合には、この限りではありません。</p>	<p>第7条(遅延損害金)</p> <p>お客様または当社は、本取引に基づく相手方に対する支払が、本約款および個別取引に基づく履行期日または双方が合意した日に行われなかった場合には、当該当事者はかかる日の翌日(当日を含みます。)から支払に至るまで(当日を含みます。)の間、かかる金額に当該支払金額の通貨にかかる「市中金利+1%」の割合による遅延損害金を加算した金額を支払わなければなりません。ただし、当該遅延が、決済機関等に起因する場合には、この限りではありません。</p>
<p>第12条(約款の変更)</p> <p>本約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはそ</u></p>	<p>第12条(約款の変更)</p> <p>本約款の変更は、法令等の改正、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>その場合当社は、改定の内容がお客様の従来の権利を制限し、またはお客様にあらたな義務を課すことになる場合には、その改定事項をお客様に通知します。ただし、改定の影響が軽微</u></p>

<p><u>の他相当の方法により周知します。</u></p> <p>(削 除)</p>	<p><u>であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社のホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客様から異議の申し立てがないときは、当社は、お客様が約款の改定に同意したとみなして取り扱います。</u></p>
<p>2020年4月1日改定</p>	<p>2013年1月4日改定</p>
<p>ニコウ・マネー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資約款</p>	
<p>1.約款の趣旨</p> <p>この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、SMBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間のニコウ・マネー・マーケット・ファンド受益証券（以下「マネー・マーケット・ファンド」といいます。）の自動<u>けいぞく</u>投資に関する取り決めです。当社は、この約款に従ってマネー・マーケット・ファンドの自動<u>けいぞく</u>投資契約（以下「自動投資契約」といいます。）を申込者と締結いたします。</p>	<p>1.約款の趣旨</p> <p>この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、SMBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間のニコウ・マネー・マーケット・ファンド受益証券（以下「マネー・マーケット・ファンド」といいます。）の自動<u>継続</u>投資に関する取り決めです。当社は、この約款に従ってマネー・マーケット・ファンドの自動<u>継続</u>投資契約（以下「自動投資契約」といいます。）を申込者と締結いたします。</p>
<p>2.申込方法</p> <p>(1)申込者は、当社所定の申込方法により契約を申し込むものとしたします。ただし、次の場合には、申込者からのお申し出により自動投資契約の申込みが行われたものとし、<u>申込みの手続は不要</u>といたします。</p> <p>①～②（省 略）</p> <p>(2)自動投資契約が締結されたとき、当社はただちに申込者のマネー・マーケット・ファンド自動<u>けいぞく</u>投資口座を設定いたします。</p> <p>(3)外国証券の取引に関する契約を締結されていない申込者は、<u>外国証券取引口座約款に基づく契約の締結が必要</u>となります。</p>	<p>2.申込方法</p> <p>(1)申込者は、当社所定の申込方法により契約を申し込むものとしたします。ただし、次の場合には、申込者からのお申し出により自動投資契約の申込みが行われたものとし、<u>申込書の提出は不要</u>といたします。</p> <p>①～②（省 略）</p> <p>(2)自動投資契約が締結されたとき、当社はただちに申込者のマネー・マーケット・ファンド自動<u>継続</u>投資口座を設定いたします。</p> <p>(3)外国証券の取引に関する契約を締結されていない申込者は、<u>契約の締結が必要</u>となります。</p>
<p>3.金銭の払込み</p> <p>(1)申込者は、マネー・マーケット・ファンドの買付けにあてるため、目論見書記載の所定の申込単位の金銭（外貨またはその円貨相当額）を目論見書記載の申込受付日から起算して2営業日以内の日で<u>4.(1)に基づき当社が定める日までにその口座に払込むこととします。</u></p> <p>(2)前項の規定にかかわらず、申込者が、有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち、当社において外貨で支払われるものでの取得については、目論見書記載の所定の<u>1口単位</u>の金額以上の金銭といたします。ただし、一旦、出金した場合はこの取扱いの対象といたしません。</p>	<p>3.金銭の払込み</p> <p>(1)申込者は、マネー・マーケット・ファンドの買付けにあてるため、目論見書記載の所定の申込単位の金銭（外貨またはその円貨相当額）を目論見書記載の申込受付日から起算して2営業日以内の日で当社が定める日までにその口座に払込むこととします。</p> <p>(2)前項の規定にかかわらず、申込者が、有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち、当社において外貨で支払われるものでの取得については、目論見書記載の所定の<u>申込単位</u>の金額以上の金銭といたします。ただし、一旦、出金した場合はこの取扱いの対象といたしません。</p>
<p>4.買付時期・価額</p> <p>(1)（省 略）</p> <p>(2)前項の買付価額は、買付けの申込みがあった営業日の1口当たり純資産価格（通常、<u>1口当たり固定基準価額（コンスタントNAV）</u>。以下同じ。）といたします。</p> <p>(3)（省 略）</p>	<p>4.買付時期・価額</p> <p>(1)（省 略）</p> <p>(2)前項の買付価額は、買付のお申込みがあった<u>日の翌営業日の前日</u>の1口当たり純資産価格といたします。</p> <p>(3)（省 略）</p>
<p>7.転換</p> <p>1つのファンドから他のファンドに転換を希望する申込者は、2つのファンドの共通営業日（ただし、直後のそれぞれのファンドの営業日が同一日である日に限る。）に、当社に対して転換を請求することができます。当該請求には、転換される口数または円金額を指定するものといたします。転換により発行される口数は、転換請求があった営業日のそれぞれのファンドの1口当たり純資産価格に基づいて決定されます。なお、転換手数料は課されません。また、本条に定めない事項については、<u>4.の規定に準ずるもの</u>とします。</p>	<p>7.転換</p> <p>1つのファンドから他のファンドに転換を希望する申込者は、2つのファンドの共通営業日（ただし、直後のそれぞれのファンドの営業日が同一日である日に限る。）に、当社に対して転換を請求することができます。当該請求には、転換される口数または円金額を指定するものといたします。転換により発行される口数は、転換請求の<u>翌営業日の前日</u>に適用されるそれぞれのファンドの<u>純資産価額</u>に基づいて決定されます。なお、転換手数料は課されません。</p>
<p>8.返還</p> <p>(1)申込者は、当社を通じて申込者の所有するマネー・マーケット・ファンドおよび果実の返還を請求することができます。この場合、当該請求にかかるマネー・マーケット・ファンドについては、返還の請求があった営業日（締切時間:午後4時）の1口当たり純資産価格により、これを換金し、翌営業日以降にその金銭を、<u>申込者の指示による外貨またはその円貨相当額の金銭の引渡しをもって返還にかえるもの</u>といたします。果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、<u>申込者の指示による外貨またはその円貨相当額の金銭を支払うもの</u>といたします。</p> <p>(2)前項の請求は、所定の手続きによってこれを行い、<u>その金銭を申込</u></p>	<p>8.返還</p> <p>(1)申込者は、当社を通じて申込者の所有するマネー・マーケット・ファンドおよび果実の返還を請求することができます。この場合、当該請求にかかるマネー・マーケット・ファンドについては、返還の請求があった日（締切時間:午後4時）の翌営業日の前日の1口当たり純資産価格により、これを換金し、翌営業日以降にその金銭を、<u>外貨またはその円貨相当額の金銭の引渡しをもって返還にかえるもの</u>といたします。果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、<u>外貨またはその円貨相当額の金銭を支払うもの</u>といたします。</p> <p>(2)前項の請求は、所定の手続きによってこれを行い、<u>その代金を申込</u></p>

<p>者に返還いたします。</p> <p>(3)なお、返還請求のとき、当該返還にかかわる金額により転換の<u>申込み</u>をいただいた場合は、当該返還金はお客様にお支払いすることなく、円貨にてご指定のファンドへの払込金に充当いたします。</p>	<p>者に返還いたします。</p> <p>(3)なお、返還請求のとき、当該返還にかかわる金額により転換のお<u>申込み</u>をいただいた場合は、当該返還金はお客様にお支払いすることなく、円貨にてご指定のファンドへの払込金に充当いたします。</p>
<p>9.解約</p> <p>(1)この自動投資契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④<u>外国証券取引口座約款に基づく契約が終了したとき。</u></p> <p>(2)～(3) (省 略)</p>	<p>9.解約</p> <p>(1)この自動投資契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(2)～(3) (省 略)</p>
<p>10.申込事項等の変更</p> <p>(1)改名、転居またはお届け印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出ていただきます。</p> <p>(2)前項のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書<u>その他の当社が必要と認める書類等</u>をご提示いただくことがあります。</p>	<p>10.申込事項等の変更</p> <p>(1)改名、転居ならびにお届け印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出ていただきます。</p> <p>(2)前項のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、<u>その他必要と認める書類等</u>をご提示いただくことがあります。</p>
<p>11.その他</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3)<u>1口当たり純資産価格が1口当たり固定基準価額(通常、1米セント、1豪セント、1加セント、1NZセントで、目論見書においては「コンスタントNAV」と記載される場合があります。)を維持することが困難となる場合その他目論見書記載の所定の場合には、この約款の4. (買付時期・価額)、6. (果実の再投資)、7. (転換) および8. (返還) の規定は適用されなくなることがあります。</u></p> <p>(4) (省 略)</p> <p>(5)この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。</p>	<p>11.その他</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4)この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他<u>その必要</u>を生じたときは、改定されることがあります。当社は、<u>改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様にあらたな義務を課することになる場合には、その改定事項をお客様に通知いたします。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、前記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。また、前記の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客様から異議の申し立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>
<p>2020年4月1日改定</p>	<p>2013年10月1日改定</p>